

## 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、浜松市が発注する工事又は製造（以下「建設工事」という。）の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設工事関連業務」という。）の委託、物品の購入、製造、修繕若しくは売払い（以下「物品購入」という。）又は業務委託（建設工事関連業務を除く。以下同じ。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「業務委託・賃貸借」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに当該資格審査の時期及び方法等について次のように定めたので、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示し、平成20年10月1日から施行する。なお、平成元年浜松市告示第9号（入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示）は、廃止する。

平成20年10月 1日

浜松市長 鈴木 康友

当初告示 平成20年10月1日（浜松市告示第390号）  
一部改正告示 平成21年6月1日（浜松市告示第308号）  
一部改正告示 平成22年9月1日（浜松市告示第493号）  
一部改正告示 平成23年4月1日（浜松市告示第254号）

### 第1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

#### 1 競争入札参加資格の認定区分

一般建設業者及び事業協同組合の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第1において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

#### 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格を有する者は、競争入札に参加しようとする年度の開始の日の属する前年1月1日（以下「基準日」という。）現在において次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を受けており、その工事について法第27条の23第1項の規定による審査を受けていること。
- (2) 基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上建設業を営んでいること。
- (3) 事業協同組合については、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合であり、官公需適格組合証明を受けていること。

#### 3 審査の時期

競争入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年に定期審査を行う。

ただし、市長が必要があると認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

#### 4 申請書等の提出

競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から同月19日までの間に、インターネットを使用して申請（以下「電子申請」という。）するものとし、第2号から第14号までについては、市長が必要と認める書類を11月8日から同月26日までの間に提出しなければならない。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 建設工事入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (3) 建設業許可証明書
- (4) 工事経歴書
- (5) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書
- (6) 技術者一覧
- (7) 上水道管布設調書（該当者のみ）
- (8) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）
- (9) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）
- (10) 商業登記事項証明書
- (11) 委任状
- (12) 市税完納証明書
- (13) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- (14) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し

## 5 資格の認定基準

競争入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

## 6 格付

競争入札参加資格の認定を受けた者については、工事の種類ごとの金額に応じ別に定める基準により、土木一式工事及び建築一式工事にあつては4等級に、電気工事及び管工事にあつては3等級に、その他の工事にあつては必要な等級に区分し、格付する。

## 7 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

## 8 変更届

競争入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 法人にあつては、資本金額及び代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

## 第2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格

### 1 業種区分

建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第2

において「競争入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げる業種ごとに認定する。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格を有する者は、基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでおり、当該資格に関する審査を受け認定された者とする。ただし、営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設工事関連業務については、当該登録を受けていない者は、競争入札参加資格を有しない。

## 3 審査の時期

競争入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年に定期審査を行う。

ただし、市長が必要があると認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

## 4 申請書等の提出

- (1) 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げる書類のうち、アに掲げる書類は11月1日から同月19日までの間に電子申請するものとし、イからスまでについては、市長が必要と認める書類を11月8日から同月26日までの間に提出しなければならない。

ア 入札資格審査申請書

イ 建設工事関連業務委託入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

ウ 技術者一覧

エ 登録証明書

オ 測量等実績調書

カ 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

キ 商業登記事項証明書

ク 委任状

ケ 市税完納証明書

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し

シ 代表者身元証明書

ス 登記されていないことの証明書

- (2) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれに定める書類をもって前号ウ、オ及びカに掲げる書類に代えることができる。

ア 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）により登録を受けている者）

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

イ 地質調査業登録業者（地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録を受けている者）

地質調査業登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

ウ 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省

告示第1341号)により登録を受けている者)

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

5 資格の認定基準

競争入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

7 変更届

競争入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 法人にあっては、資本金額及び代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第3 共同企業体の競争入札に参加することができる資格

競争入札に参加しようとする共同企業体は、申請書等を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別に定める。

第4 物品購入に係る競争入札参加者に必要な資格

1 競争入札参加資格の認定区分

物品購入の契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第4において「競争入札参加資格」という。）は、別に定める品種分類表の品種ごとに認定する。

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格を有する者は、基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでおり、営業に関して法律上登録を受けていることが必要とされる業務については、当該登録を受けていること。

ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 審査の時期

競争入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年に定期審査を行う。

ただし、市長が必要があると認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

4 申請書等の提出

競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から同月19日までの間に電子申請するものとし、第2号から第11号までについては、市長が必要と認める書類を11月8日から同月26日までの間に提出しなければならない。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 物品購入入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

- (3) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
- (4) 商業登記事項証明書
- (5) 委任状
- (6) 市税完納証明書
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (8) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
- (9) 代表者身元証明書
- (10) 登記されていないことの証明書
- (11) 営業に必要な許可及び登録証明書等

#### 5 資格の認定基準

競争入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

#### 6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

#### 7 変更届

競争入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### 第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札参加者に必要な資格

#### 1 競争入札参加資格の認定区分

業務委託・賃貸借の契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第5において「競争入札参加資格」という。）は、別に定める業種分類表の業種ごとに認定する。

#### 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格を有する者は、基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでおり、営業に関して法律上登録を受けていることが必要とされる業務については、当該登録を受けていること。

ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

#### 3 審査の時期

競争入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年に定期審査を行う。

ただし、市長が必要があると認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

#### 4 申請書等の提出

競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から同月19日までの間に電子申請するものとし、第2号

から第11号までについては、市長が必要と認める書類を11月8日から同月26日までの間に提出しなければならない。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務委託・賃貸借入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (3) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
- (4) 商業登記事項証明書
- (5) 委任状
- (6) 市税完納証明書
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (8) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
- (9) 代表者身元証明書
- (10) 登記されていないことの証明書
- (11) 営業に必要な許可及び登録証明書等一覧表

#### 5 資格の認定基準

競争入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

#### 6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日から次の定期審査に基づく当該資格の認定の日までとする。

#### 7 変更届

競争入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### 第6 競争入札参加資格の要件の基準日等の特例

- 1 競争入札参加資格を有する者の拡充を図るため市長が特に必要があると認める場合は、第1の2に規定する基準日について別の日を定めることができる。
- 2 競争入札参加資格を有する者の拡充を図るため市長が特に必要があると認める場合は、第1の4、第2の4、第4の4及び第5の4の規定による申請書等の提出期間について、別の期間を定めることができる。